

姫路獨協大学学生の入学前の既修得単位等の認定に関する規程

(平成11年2月19日制定)

改正 平成12年 4月20日

平成19年11月 8日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則第44条の規定により、入学前の既修得単位等の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(単位の認定)

第2条 単位の認定は、教育上有益と認められ、かつ入学前に大学等において履修した授業科目の内容及び修得した単位数(授業時間数)が本学のものに相当すると認められた場合に行うことができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、30単位までとする。

(認定手続き)

第3条 単位の認定は、学生からの願い出により入学した学群又は学部の教授会及び関係する学群及び学部の教授会の議を経て行う。

2 前項の学生の願い出は、入学した年度の最初の学期の履修届の提出期限までに行わなければならない。

(資料の提出)

第4条 学生は、前条の願い出の際には、認定を希望する単位を授与された大学等の当該授業科目の単位数(授業時間数を含む。)、授業内容等が明確に分かる資料を提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は学群及び各学部の教授会が定める。

附 則 (平成11年 規程第4号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年 規程第31号)

この規程は、平成12年4月20日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成 19 年 規程第 33 号）

この規程は、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。

附 則（平成 28 年 規程第 12 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。